

一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、看護師の特定行為研修に係る指定研修機関（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に定めるものをいう）が特定行為研修の質向上及び拡充を図るとともに、特定行為研修の普及・啓発を図ることにより、特定行為研修制度の発展に寄与し、人々の健康や質の高い保健・医療・福祉の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護師の特定行為研修に係る指定研修機関の支援に関する事業
- (2) 特定行為研修修了者の支援に関する事業
- (3) 看護師の特定行為研修内容の質保証に関する事業
- (4) 看護師の特定行為研修の周知・啓発に関する事業
- (5) 看護師の特定行為研修に係る調査に関する事業
- (6) 各関連団体、官公庁との連携・提言に関する事業
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的及び事業に賛同して入会した指定研修機関

(2) 特別会員

この法人の目的及び事業に賛同して入会した指定研修機関の協力施設及び指定研修機関準備中の施設、特定行為研修を修了した看護師

(3) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛同し、賛助する目的で入会した個人または団体

(会員の資格取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込をし、その承認を受けなくてはならない。

(会費等の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会で別に定める会費をこの法人に支払う義務を負う。

2 会員の権利及び義務に関する詳細は、会員規程による。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 前条の場合のほか会員が各号の一に該当に至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散消滅したとき

(3) 第8条の支払い義務を2年間履行しなかったとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 特別会員は総会へ参加することができる。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、代理権を証明する書面又は、電磁的方法をもって会長に提出して、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第20条に規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員配置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第25条 理事及び監事は、別に定める規定によって選出された候補者の中から、総会において選任する。

- 2 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を総理執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名し、電磁的記録をもって作成した場合は、出席した会長及び監事はこれに電子署名をするものとする。

第7章 委員会

(構成)

第38条 この法人にはその事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関する詳細は委員会規程による。
- 3 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第8章 基金

(基金の拠出)

第39条 この法人は、会員又は第三者に対して、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第40条 基金の募集・割当・払込などの手続き、基金の管理及び基金の返還などの取扱いについて

は、理事会の決議によって別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

2 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないものとする。

(基金の返還手続き)

第42条 基金の返還は、定時総会の決議によって、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還手続きについては、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第43条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は年1期とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会で承認されなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名

簿を主たる事務所に据え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第11章 事務局

(設置等)

第50条 この法人は事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第12章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りとする。

氏名 永井 良三	住所 東京都文京区本郷2丁目3番2-1204号
氏名 神野 正博	住所 石川県七尾市小丸山台2丁目102番地
氏名 木澤 晃代	住所 東京都港区南青山2丁目2番4-607号

2 この法人の設立時役員は、以下の通りとする。

設立時理事 永井 良三
設立時理事 神野 正博
設立時理事 木澤 晃代
設立時会長 永井 良三
設立時副会長 神野 正博
設立時副会長 木澤 晃代
設立時監事 矢野 諭

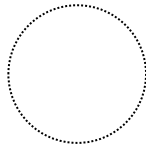
3 最初の事業計画書、収支予算書等は、第45条の規定にかかわらず、設立時社員が作成する。

4 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和5年12月31日までとする。

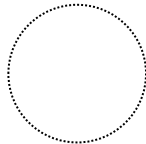
以上、一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会の設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

令和5年11月15日

設立時社員 永井 良三



設立時社員 神野 正博



設立時社員 木澤 晃代

